

## 平成30年度シート

|                                 |  |    |        |             |          |      |   |
|---------------------------------|--|----|--------|-------------|----------|------|---|
| 分担金・<br>拠出金名                    | 砂漠化対処条約拠出金   | 種別 | 義務的拠出金 | 30年度<br>予算額 | 88,740千円 | 総合評価 | C |
| 拠出先<br>国際機関名                    | 砂漠化対処条約事務局   |    |        |             |          |      |   |
| 国際機関等<br>の概要及び<br>成果目標          | <p>(1) 設立経緯等・目的：砂漠化対処条約事務局は、1996年12月に発効した国連砂漠化対処条約（以下、条約）に基づき設置され、条約の実施・運営を促進する役割を有し、締約国会議（COP）等での決定に従い、条約の実施に係る業務、途上国の能力構築事業、予算管理等の条約実施運営業務の全般を行っている。事務局はボン（ドイツ）に所在。なお、条約の締約国は195か国及び欧州連合（EU）（2018年5月末時点）。</p> <p>(2) 拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、条約事務局の運営に充てられる。これにより、条約の実施の促進をはかり、ひいては国際社会の砂漠化対処の取組の促進を図る。</p>  |    |        |             |          |      |   |
| 1 専門分野<br>における活<br>動の成果・影<br>響力 | <p>・2017年の第13回締約国会議（COP13）において、中期目標（The UNCCD 2018-2030 Strategic Framework）を採択。同中期目標では、各締約国は条約の規定範囲内で、持続可能な開発目標（SDGs）の達成（特に、目標15.3（2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。））等のため、以下に取り組むとされている。</p> <p>①影響を受けた生態系の状態の改善、②影響を受けた人々の生活状況の改善、③干ばつの影響の緩和や適応等、④条約の効果的な実施を通じた地球環境の改善、⑤条約の実施を支援する資金及びその他支援の提供。</p> <p>・条約事務局は、これらの締約国の取組を支援することとなっている。</p> <p>・本条約事務局が主導して、砂漠化の影響を受ける国において土地劣化の目安となるベースラインを策定中。今後、策定されたベースラインを基に、各国が土地劣化を防止するための対策を講じることが期待されている。</p> <p>・上記の目標の取組の状況については、次期条約実施レビュー会合（2019年）や第13回締約国会議（2019年）において報告がなされる予定。</p> <p>・砂漠化の影響を受ける国における対策を進めるために、地球環境ファシリティー（GEF）と緊密に協力している。土地劣化がGEFの優先事項入りした2006年以来、GEFは、190件以上の持続可能な土地管理に関するプロジェクトに対して、累積額で876百万ドルの資金支援を行っている。</p> <p>・日本は本条約の関連会合に出席し、上記の目標等の議論に積極的に参加し、締約国間の合意形成に貢献した。</p>   |    |        |             |          |      |   |
| 2 組織・財<br>政マネジメ<br>ント           | <p>・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：国連会計検査委員会（Board of Auditors, BOA）、報告・提出月：2017年7月、結果及び対応：2016年の報告では、国際公会計基準（IPSAS）の規定に従った財務関連の処理を強化すること（財務規則では、2年ごとに予算・会計を運用しているが、これをIPSASに従う形で1年ごとの運用に改めること等）や、多数雇用している短期コンサルタントに関し、業務の効率的実施のために、臨時職員の採用等の代替手段も含め検討することが提言されている。</p> <p>・条約事務局は、会計を1年ごとに運用できるように見直しを行うことや、コンサルタントの雇用の問題については対応すると回答しているが、まだ報告は行われてない（2019年の第14回の締約国会議で報告がある見込み）。</p> <p>・①内部監査 対象年度：2012～14年、実施主体：国連内部監査部（Office of Internal Oversight Services, OIOS）、報告・提出月：2015年10月（財務管理の状況に関する監査）<br/>結果及び対応：財務管理の有効性に関し、改善すべき事項として、①雇用など条約事務局と国連事務局との両者に共通する業務の事務的な整理、②未収入金の徴収によるファンドバランスの改善、③他の組織とのパートナーシップを結ぶ際の方針や手続きの明確化が指摘された。<br/>・OIOSの報告で、条約事務局と国連事務局との両者に共通する業務については、条約事務局はUmojaの導入により一定の改善をみたとしているが、BOAは、両者の業務を規定する文書についても、改訂する必要があることも指摘している。また条約事務局は、過去の未収入金の徴収にも取り組んでいるが、毎年新たに未収入金が発生しており、抜本的な改善には至っていない。</p> <p>・②内部監査 対象年度：2015-2017年、実施主体：OIOS、報告・提出月：2018年1月（科学・政策インターフェースの活動に関する監査）</p> |    |        |             |          |      |   |

結果及び対応：OIOS は、科学・政策インターフェースが締約国会議の決定事項を実施したかどうかについて検証するメカニズムを条約事務局が有していないことを指摘した。これに対して、条約事務局はその点につき改善する旨を述べた（次回（第 14 回）締約国会議までには何らかの措置が見込まれる）。

- ・財政状況の報告・報告・提出月：2017 年 7 月（2016 年度）
- ・日本は、事務局予算の増加を抑制しつつ、予算の効率的な支出が行われることが重要との立場に立ち、事務局予算については原則実質ゼロ成長を主張しているが、予算の検討の際には、かかる日本の主張が取り入れられている。例えば、2017 年 9 月の COP13 において、日本は、事務局が財政規律を維持し、効率的に事務局を運営するよう主張した。かかる日本の主張は他国からも支持を受け、同 COP の決定において反映された。

3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性

- ・地球規模課題の一つである砂漠化への対処は、日本にとっても見過ごすことができない国際社会共通の重要課題である。砂漠化の進行による土地の劣化により、土地の二酸化炭素吸収が低下するために地球温暖化にも悪影響があり、農業生産性の低下によりグローバルな食料問題にも重大な影響を及ぼしうる。また、砂漠化の影響を受ける国を多く抱えているアフリカ地域からの日本への国際的な支持・信任を得る上で、本条約の実施に係る日本の貢献は非常に重要である。
- ・日本は、意思決定機関である 2 年に 1 回の締約国会議（COP）等各種会合に出席し、砂漠化の問題に関する国際的なルール作りや各国における対処についての議論に積極的に参加している。・砂漠化は、1 か国では対処が不可能な国境を越える問題でもあり、国際的な連携が不可欠。このため、本条約の下で、国際社会が一体となって砂漠化対処に関する規範形成などの取組を進めていく必要がある。また、こうした国際的な砂漠化対処の取組は、日本が途上国に対し二国間で行う土地の改良などの支援と相互補完的な関係にある。
- ・2017 年 9 月の中国・オルドスで開催された COP13 では、日本の大学関係者や国際協力機構（JICA）関係者も参加し、サイドイベントにて、日本の砂漠化への取組を紹介した。各国からの参加者からも好評であった。

| 4 日本人職員・ポストの状況等 | 加盟国等の数 | 全職員数<br>(専門職以上。以下同じ。)<br>(2017 年 12 月末時点) | うち、<br>日本人職員数 | うち、<br>日本人幹部職員数 | 日本人職員の比率<br>(2017 年 12 月末時点) | 日本人職員数<br>(前年同時期) | 日本人幹部職員数<br>(前年同時期) |
|-----------------|--------|---|---------------|-----------------|------------------------------|-------------------|---------------------|
|                 | 195 か国 | 31  | 1             | 0               | 3.2%                         | 1                 | 0                   |

その他特記事項：

| 5 PDCA サイクルの確保等 | PLAN   | 日本を含め、COP において、条約実施計画案及び予算案を検討し、決定する。                  |
|-----------------|--|--|
|                 | DO   | 日本から義務的拠出金を支出。上記決定に基づき、事務局が計画を実施する。                    |
|                 | CHECK  | 監査機関による会計のチェックや、事務局による報告書等に基づき、COP において締約国が運営・活動を評価する。 |
|                 | ACT  | COP 等における会計報告を受けて、適宜改善を提案する。                           |
|                 | ・日本からの拠出金は、他国からの拠出金と一括して財政管理されており、特定することができない。 |  |

担当課室名 地球環境課